

給与所得等に係る

令和6年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり



県内全77市町村と長野県は、個人住民税の特別徴収を徹底しています

◎ 納入場所

八十二銀行	長野銀行
松本信用金庫	松本ハイランド農業協同組合
洗馬農業協同組合	木曽農業協同組合
長野県信用組合	アルプス中央信用金庫
長野県労働金庫	

塩尻市役所本庁 塩尻市役所榑川支所

指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局

ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の場合、繰り込みの
指定書をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください



よくあるQ&Aを掲載していますので、
お問い合わせの前にぜひご覧ください。

塩尻市役所

電話(代表) (0263) 52 - 0280
FAX (0263) 53 - 8180

○ 給与所得者の異動届や課税内容については 税務課市民税係

内線 1132 又はダイヤルイン (0263) 52 - 0638

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市のホームページアドレス <https://www.city.shiojiri.lg.jp>

令和7年1月1日から4月30日までの間に退職される方の残税額の徴収については、本人の希望に関係なく、令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から一括徴収してください。

また、令和6年6月から12月までの退職者等についても、退職等の時に残税額の一括徴収にご協力をお願いいたします。

目 次

◇市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について……………	1 P	◇退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収	
◇市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしくみ		1 納税義務者……………	6 P
1 特別徴収とは……………	2 P	2 課税市町村……………	6 P
2 特別徴収義務者……………	2 P	3 特別徴収すべき税額の計算方法……………	6 P
3 納税義務者……………	2 P	4 納入先、納入方法、提出書類……………	6 P
4 納税義務のない人……………	2 P	◇納入書税額欄の記載上のお願い……………	7・8 P
5 市民税・県民税・森林環境税の税率……………	3 P	◇取扱金融機関等……………	9 P
◇特別徴収事務の取扱要領		納入にゆうちょ銀行又は郵便局を利用する場合の指定書	
1 税額通知書の配布……………	4 P	◇給与所得者が退職等した場合の届出……………	10 P
2 特別徴収税額の徴収と納入……………	4 P	異動届出書記載上の留意点……………	11 P
3 納期限後の納入……………	4 P	異動届出書の記載例（退職の場合）……………	12 P
4 特別徴収税額の変更……………	4 P	異動届出書の記載例（転勤等の場合）……………	13 P
5 納税義務者の異動（退職・転勤・就職等）……………	4 P	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
6 残税額の徴収方法……………	5 P	◇中途就職の者が特別徴収を希望した場合の届出……………	14 P
7 異動届が遅れた場合……………	5 P	市民税・県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書	
8 特別徴収税額の納期の特例について……………	5 P	◇特別徴収義務者の名称等に異動があった場合の届出……………	14 P
		特別徴収義務者の名称・所在地等異動届出書	

大 切 な お 知 ら せ

従業員が帰国する場合は、一括徴収及び納税管理人の手続きをお願いします。

外国籍住民が帰国した場合、本人から市民税・県民税・森林環境税を徴収することが困難となるため、次のとおり手続きをお願いします。

なお、令和7年1月以降に退職して帰国する場合は、令和7年度市民税・県民税・森林環境税の課税の対象となりますので、令和6年度課税分及び令和7年度課税分の両方の手続きが必要です。

また、納税管理人とは納税義務者に代わり、納税通知書の受理や納税等を行う者（法人含む。）を言います。

■対象者及び手続き等

従業員の退職時期	令和6年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知到着から令和6年12月末まで	令和7年1月から令和7年5月末まで
対象となる課税年度	令和6年度	令和6年度及び令和7年度
手続き	最後の給与又は退職金から、残りの特別徴収税額を一括徴収し、納付してください。 また、給与所得者異動届出書に必要事項を記入して提出してください。 (12 P 参照)	令和6年度分…左記と同様 令和7年度分 ① 従業員の帰国までに「納税管理人申告書（承認申請書）」及び「税額試算依頼書」を提出してください。 ② 税務課より「税額試算回答書」をお送りしますので、記載された金額を従業員本人から預かってください。 ③ 令和7年6月中旬に令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書を事業所等宛てにお送りしますので、同封の納付書により納付してください。
提出書類	給与所得者異動届出書	令和6年度分…給与所得者異動届出書 令和7年度分…納税管理人申告書（納税管理人承認申請書） 税額試算依頼書 様式については、塩尻市公式ホームページに掲載しています。

特別徴収一斉指定について

長野県内全77市町村は、特別徴収制度の適正運用や従業員等の納税の利便性向上のため、原則として全ての事業主（給与支払者）の方を県内一斉に特別徴収義務者として指定し、従業員の給与所得に係る個人住民税及び森林環境税について特別徴収（給与天引き）を徹底しています。

新たに特別徴収義務者として指定された事業主（給与支払者）の方々は、当冊子をお読みいただき、特別徴収へのご協力をお願いいたします。

既に特別徴収を実施されている事業主の方も、全ての従業員（アルバイトやパート等も含む。）の特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。

普通徴収切替理由書について

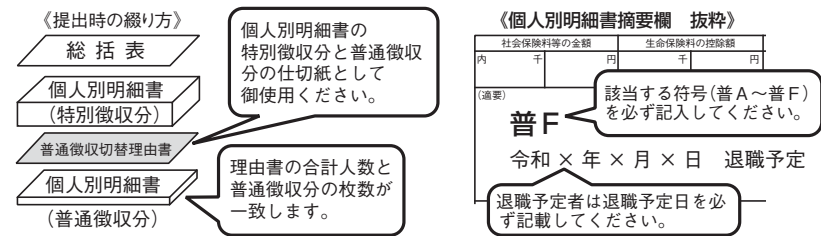
所得税の源泉徴収義務がある全ての事業主を、個人住民税及び森林環境税の特別徴収義務者に指定し特別徴収を行っていただきますが、以下の理由（普A～普F）に該当する場合は、当面、例外として特別徴収を行わないことができる、長野県内統一の基準があります。

そのため、給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、給与支払報告書個人別明細の「摘要欄」に該当理由の符号（普A～普F）を記載していただきますようお願いいたします。なお、「普通徴収切替理由書」の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

また、eLTAXなどにより電子媒体で給与支払報告書を提出する場合については、「普通徴収切替理由書」の提出は不要ですが、給与支払報告書個人別明細書の「摘要欄」に該当理由の符号（普A～普F）を記載するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。

符号	該当理由
普A	総受給者数（※）が2人以下の事業所
普B	他の事業所で特別徴収されている（例：乙欄適用者）
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下）
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者

※受給者総人員から、上記「普B」～「普F」の理由に該当して普通徴収とする対象者（他市町村分を含む。）を除いた数



eLTAXをご利用ください

- 令和6年度から特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取が可能となります。電子での受取を希望する場合は、eLTAXによる給与支払報告書の提出が前提となります。
- 令和3年1月から、前々年に提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上である場合、給与支払報告書についてもeLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されています。（関連法令 地方税法第317条の6第5項、所得税法第228条の4）
- eLTAXのご利用方法については、ホームページをご覧ください。

Q eLTAX

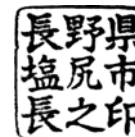
検索



「eLTAXご利用の流れ」はこちら

特別徴収義務者 様

塩尻市長 百 瀬 敬



令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、地方税法第 4 1 条及び第 3 2 1 条の 4 並びに塩尻市税条例第 4 5 条等の規定により、貴事業所を市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定します。

つきましては、令和 6 年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収関係書類を次のとおり同封しましたので、このし
おりの「特別徴収事務の取扱要領」に基づき、特別徴収の実施をお願い申し上げます。

○同封書類

1 令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）

地方税法施行規則の一部改正により、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）を書面により送付する場合は、当面、マイ
ナンバーの記載をしないこととなりました。

※eLTAXや光ディスクなど、電子的な方法で送付する場合は、マイナンバーが記載されます。また、給与支払報告書や異動届
など、特別徴収義務者が市町村に提出する書類は、マイナンバーの記載が必要です。

2 令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

…………… 給与の受給者にお渡しください。

3 納 入 書 …………… 金融機関の代納サービスを利用し、当市の納入書を使用していない特別徴収義務者には、納入書を同封して いません。納入書が必要となる場合には送付しますので、ご連絡ください。

＊ ＊ご注意＊ ＊

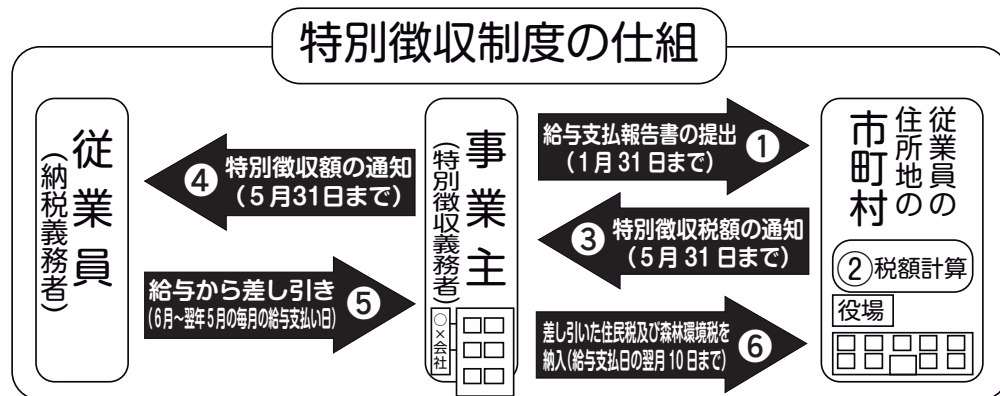
給与所得者が退職しているなどで特別徴収ができない場合は、この通知書が届き次第すぐにご連絡ください。ご連絡が
ないと貴事業所が市民税・県民税・森林環境税の滞納者となり督促状が発付され、滞納処分を受けることになります。

また、提出の遅れにより、納税義務者の 1 回当たりの納付額が高額になることがあります。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしくみ

1 特別徴収とは

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、納税義務者の便宜を図る目的から、特別徴収義務者（給与支払者）が毎月給与等を支払う際に、納税義務者が納めるべき市民税・県民税・森林環境税を徴収し、納入していただく制度です。



2 特別徴収義務者

所得税法の規定によって給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務のある者は、市民税・県民税・森林環境税についても、地方税法、塩尻市税条例等の規定に基づき、給与の支払いをする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のある者として市長が指定します。

3 納税義務者

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収の対象となる納税義務者は、令和6年1月1日現在塩尻市に住所を有する人で、令和5年中に給与所得があり、かつ、令和6年4月1日現在引き続き給与の支払いを受けている人です。

4 納税義務のない人

〔1〕所得割額・均等割額・森林環境税非課税者

次のアからエまでのいずれかに該当する人

ア 前年中に所得のなかった人

イ 令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

ウ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

(ア) 障害者 … 身体障害者手帳などの交付を受けている人や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人など

(イ) 未成年者 … 平成18年1月3日以後に生まれた人で未婚の人

(ウ) 寡婦 … ひとり親に該当せず、次のいずれにも当てはまる人

a 合計所得金額が500万円以下であること。

b 次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

(b) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人

c 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(エ) ひとり親 … 婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の要件の全てに当てはまる人

a 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

b 生計を一にする子がいること。（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る。）

c 合計所得金額が500万円以下であること。

エ 前年中の合計所得金額が次の算式によって算出された金額以下の人
28万円 × (1 + 同一生計配偶者 + 扶養人数)

+ 10万円 + 16.8万円

※ 〔ただし、16.8万円が加算されるのは同一生計配偶者又は扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む。）がいる人の場合のみとなります。〕

5 市民税・県民税・森林環境税の税率

〔1〕課税標準

前年中の所得金額から各種所得控除（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）を差し引いた後の金額が、所得割の課税標準となります。

〔2〕税率

均等割 市民税 3,000円 県民税 1,500円

県民税のうち、500円は「長野県森林づくり県民税」です。

東日本大震災を教訓として、地域防災体制の整備を図るため、平成26年度から市民税及び県民税の均等割の税額にそれぞれ500円が加算されていましたが、この臨時的措置は令和5年度で終了となりました。

所得割 所得金額から各種所得控除を差し引いて算出した課税標準に、次の税率をかけて求めます。

市民税	課税標準額	税率
	一律	6%
県民税	課税標準額	税率
	一律	4%

上記の表は、事業所得、給与所得等（総合課税分）の税率ですので、土地建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得及び先物取引の譲渡所得（分離課税分）の税率については、市税務課市民税係へお尋ねください。

森林環境税 1,000円

令和6年度より新たに課税される国税です。市民税・県民税と併せて徴収されます。

〔3〕調整控除（人的控除額の差に基づく減額措置）

所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税所得割額から次の額を減額します。（ただし、前年中の合計所得金額が2,500万円を超える人は調整控除が適用されません。）

ア 市民税・県民税の課税標準額が200万円以下の人

(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5%

(ア) 人的控除額の差の合計額

(イ) 市民税・県民税の課税標準額

イ 市民税・県民税の課税標準額が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額－（市民税・県民税の課税標準額－200万円）}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円

(注) 1 この控除における市民税・県民税の課税標準額は、総所得、退職所得及び山林所得の課税標準額の合計額です。

2 人的控除とは、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等、人の基本的生計費に着目した控除をいいます。

〔4〕その他

所得控除額等の詳細は、「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」の裏面に記載しています。その他ご不明な点は、市税務課市民税係へお尋ねください。

特別徴収事務の取扱要領

1 税額通知書の配布

別添の「令和6年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、その人員等を確認し、法令の規定により5月31日までに各納税義務者（給与の受給者）に配布してください。

なお、既に退職等されている人については、繰り込みの給与所得者異動届出書を提出してください。

異動届出書を提出いただいているにもかかわらず、誤って通知書が送付された人がいる場合は、お手数ですが至急ご連絡をお願いします。

2 特別徴収税額の徴収と納入

別添の「令和6年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の納付額を記載してありますので、6月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

別添の納入書綴から該当月の納入書を用い、徴収した翌月の10日までに取扱金融機関等で納入してください。（7～9P参照）

地方税の代納サービスをご希望される場合は、金融機関にお問い合わせください。

また、地方税共通納税システムにより、eLTAXを通じての電子納税が可能です。全ての都道府県及び市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができます。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp>

3 納期限後の納入

この税金を納期限までに完納されないときは、未納の税額に地方税法及び塩尻市税条例の規定により算出した割合を乗じて計算した額の延滞金が徴収されます。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金の割合

納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）を適用することになります。

ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）を適用することとなります。

令和6年1月1日から12月31日まで

延滞金特例基準割合	1.4%
納期限の翌日から1月を経過する日まで	2.4%
納期限の翌日から1月を経過した日以降	8.7%

※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定金利の合計を12で除して得た割合として

各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年利1%の割合を加算した割合をいいます。

また、税金を完納されないために督促を受け、かつ、その督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 特別徴収税額の変更

納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合には、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その後の特別徴収税額は、最新の変更通知書の納付額により徴収し、納入してください。

なお、納入書は再発行しませんので、当初に送付した納入書を訂正しご利用ください。（7P参照）

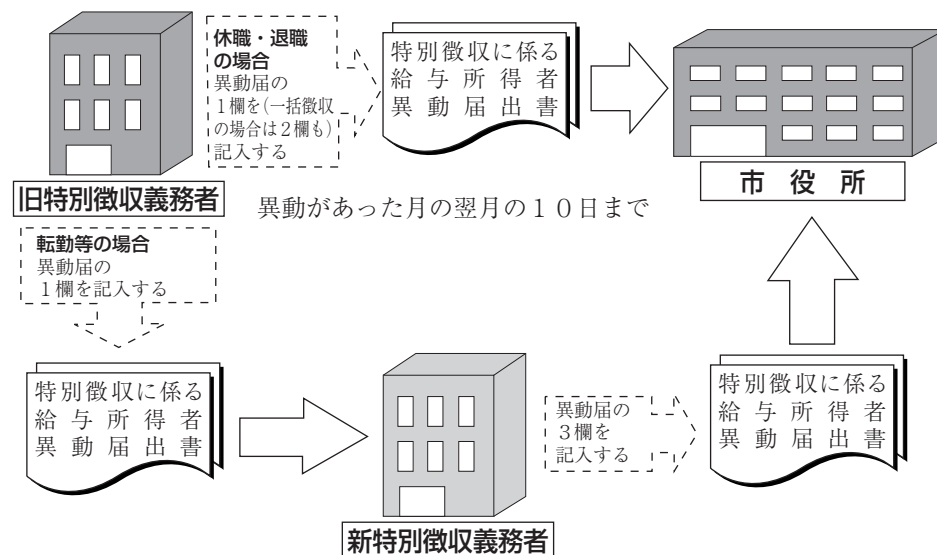
納税義務者用の変更通知書は、各納税義務者にお渡しください。

5 納税義務者の異動（退職・転勤・就職等）

納税義務者の退職・転勤等の異動があった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月の10日までに市に到着するように提出してください。（10～13P参照）

なお、転勤等により、引き続き特別徴収を希望する場合には、異動届出書は転勤先を経由して提出してください。

また、年度の途中で入社された方を特別徴収へ切り替える場合には、「特別徴収への切替申請書」を作成し、提出してください。（14P参照）



6 残税額の徴収方法

特別徴収で納めている納税義務者が退職等をし、転職等をしない場合について、給与から引けなくなった残りの税額は、普通徴収の方法に変更して納税者から直接納めていただくことになります。

ただし、令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残税額を超える場合には、次により取扱いくださるようお願いします。

〔1〕令和6年6月1日から12月31日までの間の退職者

退職者本人より、残税額を一括徴収されたい旨の申出があった場合は、一括徴収していただきます。

なお、納税義務者が退職後国外へ転出する場合は、一括徴収・納税管理人の手続きにご協力ください。詳しくは、本冊子扉の「大切なお知らせ」をご覧ください。

〔2〕令和7年1月1日から4月30日までの間の退職者

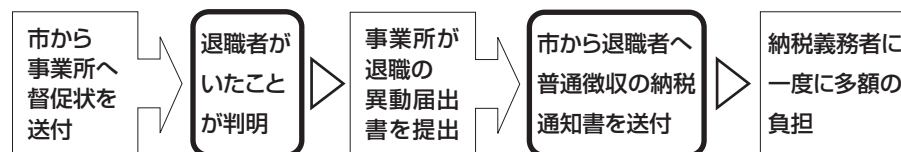
本人の申出を必要とせず、一括徴収することが義務づけられています。

なお、一括徴収した場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の2欄に所要事項を記入してください。

7 異動届が遅れた場合

休・退職者等について異動届の提出が遅れますと、最終的には納税義務者本人に一度に多額の負担をお願いすることになります。（ただし、残税額を一括徴収した場合を除きます。）

（例）



※普通徴収の納期限は、年4回（6月、8月、10月及び1月の末日）です。異動届の提出が、1月初旬以降になる場合は、別途納期限を設定し、一括で納めていただくことになります。

8 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である事務所又は事業所の特別徴収義務者に限り、市長の承認を受けて、その事務所又は事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を次の納期によって納入することができます。（地方税法第321条の5の2）

これに該当する特別徴収義務者で、納期の特例を希望される場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（市税務課及びホームページに備えてあります。）を提出して承認を受けてください。

〔1〕納 期

- ア 6月から11月までの特別徴収税額……………12月10日まで
- イ 12月から翌年5月までの特別徴収税額……………翌年6月10日まで

〔2〕徴 収

この規定は、あくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例ですので、納税義務者からの市民税・県民税・森林環境税の徴収は毎月の給与の支払の際に行ってください。

〔3〕そ の 他

納期の特例を受けた場合は、納入期日が後になるため、納税義務者の退職等による異動を本市が把握できなかった場合、本市の納入予定額と事業所での徴収額に誤差が生じ、発見が困難になります。この特例を受けたときも、異動届は速やかに提出されますよう特にお願ひします。

なお、休・退職者等について一括徴収を行った分の納入についても、特例を適用した納期限で納入してください。

退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給その他の退職により一時的に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税の税額は、他の所得と区分し支払者が自ら計算して、その手当を支払う際に徴収していただくことになっていますので、次により取り扱いをお願いします。

※このように、他の所得と区分して課税される退職所得等に対する市民税・県民税を、分離課税に係る所得割といいます。

1 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、退職手当の支払いを受ける人です。

なお、死亡退職等により相続人等が受ける退職手当等で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定し、支給を受けたものは、相続税の課税対象とされ、所得税・住民税は課税されません。

2 課税市町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき年の1月1日現在の住所所在地となります。

3 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率（市民税は6%（地方税法第328条の3）、県民税は4%（同法第50条の4））を適用して計算します。

なお、令和4年1月1日以後に支払われる退職手当等については、令和3年12月31日までに支払われる退職手当等と、退職所得の金額の計算方法が異なりますのでご注意ください。

（参考）特別徴収税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6 %	4 %			

◎退職所得の金額（令和4年1月1日以後に支払われる退職手当等）

退職手当等を受け取る方		算 式
勤続年数 5 年以下	役員等 の 方	退職手当等の収入金額－退職所得控除額
	役 員 等 以外の方	退職手当等の収入金額－退職所得控除額が 3 0 0 万円以下の場合 $\left[\begin{array}{l} \text{退職手当等の収入金額} \\ - \text{退職所得控除額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$
		退職手当等の収入金額－退職所得控除額が 3 0 0 万円を超える場合 $1 5 0 \text{ 万円} + \left[\begin{array}{l} \text{退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \left[3 0 0 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額} \right] \right]$
		上記以外の方

（注）1 退職所得の金額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の端数を切り捨てます。

2 特別徴収すべき税額（市民税額・県民税額）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。

◎退職所得控除額

勤 続 年 数	算 式
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × （勤続年数－20年）
障害者となったことにより退職した場合は、上記の額に100万円を加算した額が控除額となります。	

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年とします。

4 納入先、納入方法、提出書類

特別徴収した分離課税に係る所得割額は、退職手当等の支払を受けるべき年の1月1日現在における住所所在地の市区町村あてに、徴収した月の翌月の10日までに取扱金融機関等（9Pを参照）へ納入してください。納入書は、給与所得分と同じ納入書を使用してください。

なお、納入書には納入金額欄の「退職所得分」の欄に納入金額を記入し、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。

役員（相談役、顧問等を含む。）に対して支払う退職手当等については、特別徴収票を市へ提出してください。

納入書税額欄の記載上のお願い

長野県塩尻市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書(公)	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
202151		00550-6-960061		塩尻市	
303					
令和 0610		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
		1234567		85,600	
202151		給与分 (一括徴収 分を含む)			
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。		退 職 所得分			
納期限 令和6年11月10日		延滞金			
取りまとめ店 〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター		督促 手数料			
		(2) 合計額			
領収 日付 印		(特別徴収義務者) 住 所 〒399-0786 又 塩尻市大門七番町3-3 所在地 氏 名 (株) 塩尻商事 又 名 称		納	

上記のとおり通知します。(塩尻市保管)

1 納入金額に変更がない場合

税額の印字がありますので、そのままお使いいただけます。

2 納入金額に変更がある場合

年度の途中で納入金額が変更になった場合でも、納入書は新たに送付してい
ませんので、税額を変更して使用してください。

※記載例は「納入済通知書」ですが、「領収書」及び「納入書」も同様に訂正してください。

(1) 印字してある「納入金額(1)」の数字を二本線で消し、変更後の金額を
「納入金額(2)」の欄に記載してください。

(2) 一括徴収分は、「退職所得分」ではなく、「給与分」に含めて記載してください。

(3) 「納入金額(2)」の欄には、内訳(給与分、退職所得分、延滞金及び督
促手数料)を必ず記載してください。内訳と合計額が合致するよう、必ず確
認して記載をお願いします。

本市では、納入書の光学式文字読取装置(OCR)による収納消込処理を
行っておりますので、お手数ですが、次の点に注意して納入してください。
(退職所得分については、裏面をご確認ください)

- 1 納入金額欄の頭には、「〒」記号を記載しないでください。
- 2 黒のボールペンで記載してください。
- 3 数字は、記載例に従って記載してください。また、枠からはみ出ないよ
う注意してください。
- 4 用紙を折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。

代納サービスを利用している特別徴収義務者 の方の納入書について

金融機関の代納サービスを利用し、本市の納入書
を使用していない特別徴収義務者の方で、既に給与
支払報告書(総括表)や異動届等により、納入書不要の申出
があった場合には、本市の納入書は送付していません。

納入書が必要な場合は、市税務課市民税係までご連絡
ください。

数字の記載例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

《記載例》退職所得に係る税額がある場合（20年勤務した者に1,000万円の退職手当等を支給した場合）

市 民 税 納 入 申 告 書													
(あて先) 塩 尻 市 長													
令和 6 年 7 月 11 日 提出													
令和 6 年 6 月分 人 員 1 人													
退 職 手 当 等 支 払 金 額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	0	0	0	0	0	0	0
特 別 徴 収 税 額	市 民 税							6	0	0	0	0	0
	県 民 税							4	0	0	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													
(通信欄)													
(特別徴収義務者)										(受 付 印)			
住 所 又 は 所 在 地				〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号									
氏 名 又 は 名 称				株式会社 塩尻商事									
法 人 番 号				1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3									

市民税・県民税は必ず記載して下さい。

納 入 場 所

市民税・県民税・森林環境税は次の金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局等に納入してください。

八 十 二 銀 行	長 野 銀 行
松 本 信 用 金 庫	松本ハイランド農業協同組合
洗 馬 農 業 協 同 組 合	木 曽 農 業 協 同 組 合
長 野 県 信 用 組 合	アルプス中央信用金庫
長 野 県 労 働 金 庫	

塩 尻 市 役 所 本 庁 塩 尻 市 役 所 檜 川 支 所

◇指定を受けたゆうちょ銀行・郵便局

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の指定書を切り取り線から切り取って、日付と店名または局名を記入して第1回目の納入の際、ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

特別徴収の

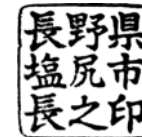
納期限は、徴収した**翌月の10日**です。

ただし、10日が土曜、日曜又は祝日の場合は、翌営業日です。

令和 年 月 日

(あて先) _____ 様

塩尻市長 百 瀬 敬



指 定 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入金取扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は次のとおりです。

認 可 番 号	貯 業 第 2 3 1 号
口 座 番 号	00550 - 6 - 960061
加 入 者 名	塩 尻 市
取りまとめ局	長野貯金事務センター

eLTAXを通じて提出することができます。
詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

給与所得者が退職等した場合の届出

給与所得者の転勤、退職、休職（特別徴収義務者が給与の支払いをしなくなったとき）などにより、給与から市民税・県民税・森林環境税が差し引けなくなった場合は、速やかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

給与支払報告書に記載されていた給与の支払いを受けている者のうち、4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった者がある場合は、4月15日までにこの異動届出書を提出してください。

給与支払報告書の住所誤報等により、塩尻市で課税すべきでない給与所得者の賦課期日（令和6年1月1日）現在の住所又は居所を訂正する場合も、この異動届出書を提出してください。

○異動届出書が不足した場合は、コピーしたものをお使いください。

○塩尻市のホームページからもダウンロードできます。

塩尻市 税務提供書類一覧 

検索



異動届出書記載上の留意点

1 退職・休職・転勤等の場合（異動届の1欄を記入）

- (1) 特別徴収義務者 …… 特別徴収税額通知書に記載してある指定番号を右づめで記入
指 定 番 号
- (2) 宛 名 番 号 …… 特別徴収税額通知書に記載してある宛名番号を右づめで記入
- (3) 氏 名 …… 結婚等により姓が変わった人は、旧姓を併せて記入
- (4) 旧 住 所 …… 特別徴収税額通知書に記載してある納税義務者の住所
(1月1日現在の住所)を記入
- (5) 現 住 所 …… 退職後、住所を変更されたときは、その新住所を記入
- (6) 個 人 番 号 …… マイナンバー制度により発行された個人番号を記入
※ただし、転勤、再就職等の場合は、前勤務先では記載せず、
新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の
「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付してください。
- (7) 特別徴収税額 …… 特別徴収税額通知書に記載してある納税義務者の特別
徴収税額の年税額を記入
- (8) 徴 収 済 額 …… 退職等をされた人の特別徴収税額を何月分から何月分まで
いくら徴収したか、その徴収月と金額（合計額）を記入
- (9) 未 徴 収 税 額 …… 何月分の給与から徴収できないか、その月と残税額を
記入
- (10) 異 動 年 月 日 …… 退職等により給与の支払を受けなくなった年月日を記入
- (11) 異 動 の 事 由 …… 該当するものに○印を記入
- (12) 異動後の未徴収 …… 該当するものに○印を記入
税 額 の 徴 収
- (13) 退職時までの …… 退職するまでの給与支払額・社会保険料額を記入
給 与 支 払 額
社 会 保 険 料 額

2 退職者の残税額を一括徴収した場合（異動届の1欄及び2欄を記入）

- (1) 一括徴収の申出 …… 納税義務者より一括徴収の申出があった年月日を記入
(令和7年1月1日～4月30日の退職者は承認不要)
- (2) 給 与 又 は …… 退職後、令和7年5月31日までの間に支給される給与、
退職手当等の
支 払 予 定 日
退 職 手 当 等 の
- (3) 支払予定日ごと …… 支払予定日に徴収する予定額を各欄に記入
の徴収予定額
- (4) 合 計 …… 徴収予定額の合計額を記入。なお、この金額は1欄（ウ）の
金額と同額になります。
- (5) 納 入 月 …… 一括徴収した税額を何月分で納入するのか、納入月を
必ず記入

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収

1 欄 退職及び転勤・転職前の事業所で記入する欄

2 欄 一括徴収した場合に記入する欄

3 欄 転勤・転職後の事業所で記入する欄

3 転勤等で特別徴収継続の場合（異動届の3欄について、新勤務先の特別徴収義務者が記入）

- (1) 指 定 番 号 …… 新特別徴収義務者に対して既に塩尻市の指定番号を
お知らせしてある場合は、その番号を記入
- (2) 給 与 支 払 者 …… 新特別徴収義務者（新勤務先）の所在地・名称等を記入。
名称には、誤読を避けるために必ずフリガナも記載してく
ださい。
- (3) 徴 収 開 始 月 …… 既に納税義務者に通知してある月割額を、転勤先で何月
分から徴収するか、その月割額と徴収開始月を記入。
なお、この月は原則として前勤務先での徴収済月の翌月分
から徴収すべきものです。

異 動 届 出 書 の 記 載 例

退職の場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
99,800	8,500	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300	8,300

既に納入済 33,400円

今回納入する金額

残税額 58,100円

41,700円

1 欄 異動があった場合には、すみやかに提出してください。

令和6年10月24日 (あて先) 塩尻市長		給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 399-0786 塩尻市大門七番町3-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度												
氏 名 又は名称 (株) 塩尻商事 代表取締役 塩尻一郎			特別徴収義務者 指定番号		1 2 3 4 5 6 7 8													
個人番号※ 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		宛 名 番 号		1 2 3 4												
担当者 連絡先		係 氏名 塩 尻 二 郎		電話		(0263) 52-0280												
給与 所得者	個人番号※	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
	フリガナ	シオジリ サブロウ														①退 職	1 特別徴収継続	円
	氏 名	塩 尻 三 郎 (旧姓)														2 転 勤	②一 括 徴 収 (2欄へ記入)	2,500,000
	生年月日	昭和・平成 50 年 9 月 30 日														3 合 併 職	3 普 通 徴 収 (本人による納付)	控 除 社 会 保 険 料 額
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います) 塩尻市大門一番町2-3														4 休 職		円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 同 上										99,800 円	41,700 円	58,100 円	令和 6 年 10 月 20 日	5 長期欠勤		200,000	
														6 死 亡				
														7 会社解散				
														8 住所誤報				
														9 そ の 他 (特別徴収不可)				

2 欄 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の申出 令和 6 年 10 月 20 日 異動日が6月1日から12月31日までの間は異動者の承認を得てください。	給与又は 退職手当等の 支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額 支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額	合 計 (上記(ウ)と同額)
一括徴収出来ない理由(1月1日から4月30日までの退職等)	11・17	58,100 円	58,100 円
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は、未徴収税額より少ないため 2.その他 理由()	一括徴収した税額は 11 月分 で納入します。 (12 月 12 日 期限)		

(普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
(普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が93万円以下)
(普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
(普E)	事業専従者 (個人事業者のみ対象)

異動届出書の記載例

転勤等の場合

◎新勤務先が特別徴収を行っている場合には転勤扱いにしてください。

- 1 前勤務先では1欄を記入して、新勤務先へ回送してください。
- 2 新勤務先では3欄を記入して、塩尻市へ送付してください。

前勤務先が
個人事業主の
場合は、「給与
支払者」の欄の
「個人番号」
は記載しないで
ください。

「給与所得者」
の欄の「個人
番号」は、前
勤務先では記載
せず、新勤務先
で記載して
ください。

1欄 異動があった場合には、すみやかに提出してください。

		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄							
令和6年10月24日 (あて先) 塩尻市長		所在地 〒399-0786 塩尻市大門七番町3-3		特別徴収義務者番号 12345678		宛名番号 1234	
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名 (株)塩尻商事 代表取締役 塩尻一郎		担当者 氏名		係 総務課 人事係	
個人番号※ 又は法人番号		1234567890123		担 当 者 連 絡 先		電話 (0263) 52-0280	
給与所得者	個人番号※	123456789012		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
	フリガナ	シオジリ サブロウ					異動の事由
	氏名	塩尻 三郎 (旧姓)					1 退職 2 転勤 3 合併 4 退職 5 長期欠勤 6 死亡 7 会社解散 8 住所誤報 9 その他 (特別徴収不可)
	生年月日	昭和・平成 50年 9月 30日		6月分から 10月分まで	11月分から	令和 6年 10月 20日	異動後の未徴収 税額の徴収
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います) 塩尻市大門一番町2-3		99,800 円	41,700 円	58,100 円	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 円
現住所	同上					3 普通徴収 (本人による納付)	控除社会 保険料額 円

3欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

給与支払者 (特別徴収義務者)	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	87654321	担当者 連絡先	係	給与係	新しい勤務先では
	新しい勤務先の所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1		氏名	東京花子	月割額 8,300 円を
	フリガナ	シオジリ トウキョウシテン		電話	(03)3333-1111	11月分から徴収し、納入します。
	氏名又は名称	(株) 塩尻 東京支店				新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
						納入書 要 ・ (不要)

1 欄 異動があった場合には、すみやかに提出してください。

2 欄 給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

3欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)									担 当 者 連 絡 先	係		新しい勤務先では
	新しい勤務先の所在地										氏名		月割額 _____円を
	フリガナ										電話 () -	_____月分から徴収し、納入します。	
	氏名又は名称											新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	

- 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で1欄の事項を記載し、新勤務先に回送願います。
- ※ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
- ※また、前勤務先が個人事業者の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ回送願います。
- 3 新勤務先では、3欄の事項を記載し、塩尻市長に送付してください。

納税義務者が退職後国外へ転出する場合は、一括徴収・納税管理人の手続きにご協力ください。なお、一月一日から四月三十日までの間に退職された従業員の方に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

eLTAXを通じて提出することができます。
詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

中途就職の者が特別徴収を希望した場合の届出

納税義務者の中途就職、採用等により、新規に特別徴収を希望される場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書」に必要事項何月分から徴収できる旨等を記載のうえ提出してください。特別徴収が可能である場合は、市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書をお送りしますので、指定した月から徴収を開始してください。

特別徴収義務者(会社等)の名称等に異動があった場合の届出

特別徴収義務者の名称・所在地等に異動があった場合には「特別徴収義務者の名称・所在地等異動届出書」を作成し、提出してください。名称又は法人登記上の住所が変更した場合は、必ず登記簿の写しを添付してください。

- 異動届出書が不足した場合は、コピーしたものをお使いください。
- 塩尻市のホームページからもダウンロードできます。

塩尻市 税務提供書類一覧 🔍

検索



市民税・県民税・森林環境税 特別徴収への切替申請書

市民税・県民税・森林環境税

特別徴収への切替申請書

令和 年 月 日 (あて先) 塩尻市長						給与支払者(特別徴収義務者)	所在地	〒								特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は記入不要)								
							フリガナ									新規の場合、納入書(要・不要)								
							氏名 又は名称									担当者 連絡先	係							
							法人番号										氏名							
														電話	() -									

給与所得者	受給者番号										
	フリガナ						生年月日				
	氏名	(旧姓)					大正昭和平成 年 月 日				
	1月1日現在の住所										
現住所		※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。									

【添付書類】
1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)

市町村使用欄

1 普通徴収の 期分以降を
 月分より特別徴収します。
(月 日納期限)

2 新年度課税分から新たに特別徴収します。

届出理由 1.入社 2.その他 ()

月額連絡 必要な場合のみ記入してください。
 月 日 までに通知書が必要
 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 普通徴収税額について口座振替による納付を選択されている場合は、その納期限の10日前までに本申請書が市に到着するようにご協力ください。

特別徴収義務者の名称・所在地等異動届出書

◎異動があった場合にはすみやかに提出してください。

令和 年 月 日 塩尻市長様	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 ※届出時点での名称・所在地を記入してください。								
		氏名又は 名称									
			法人番号								
		特別徴収義務者 指 定 番 号									
			担 当 者 連 絡 先	係							
氏名											
電話	() -										

※横印（ゴム印）押印可

- ◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆代表者のみの変更の場合は、提出不要です。
◆名称又は、法人登記上の住所が変更した場合は、必ず登記簿の写しを添付してください。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

事 項	変 更 前 （ 旧 ） ※変更項目のみ記入してください。										変 更 後 （ 新 ） ※変更項目のみ記入してください。											
フリガナ 所 在 地 (送 付 先)	〒 —										〒 —											
フリガナ 名 称																						
電 話 番 号	— — (内線)										— — (内線)											
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更※ 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合※ 7. 合併による変更※ 8. 分割による変更※ 9. その他() ※2.6.7.8 の場合は下欄をご記入ください。																					
☐ 送付先 (法人番号・指定番号は記入不要です。) ☐ 統合・合併・分割 される事業所	所 在 地	〒 —										統合・合併・分割 後に使用する 指定番号	1 指定番号を新規に取得する。 2 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 指定番号 _____ 3 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 _____ ※1、2の場合は、給与所得者異動届出書もご提出ください。 ※合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。									
	フリガナ																					
	名 称																					
	電 話 番 号																					
	法 人 番 号																					
特別徴収義務者 指 定 番 号																						

◎関係書類送付にご利用ください

〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)
〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)
〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)	〒 3 9 9 - 0 7 8 6 長野県塩尻市大門七番町 3 番 3 号 塩尻市役所 税務課 市民税係 行 (特別徴収関係書類在中)